

回 覧

◇野外焼却（野焼き）は禁止されています！

ごみを野外で焼却することは禁止されています。野外焼却により「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがつく」等の苦情が増えています。一般家庭のごみは、ごみステーションへ出す、会社やお店のごみは、業者へ処理を委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。

（関係法令）

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

なお、法律に違反して野外焼却をした場合は「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの



上記の焼却禁止の例外となる場合であっても、近所へ迷惑がかかるなど周辺住民の生活環境への影響が著しいときには、中止していただく場合があります。

大平総合支所 生活環境課 生活環境交通担当 TEL:43-9211